

# 事業計画の概要

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守して収集運搬を行うため、(財)日本産業廃棄物処理新興センターが実施する「産業廃棄物処理業に関する許可講習会」の収集運搬課程を修了した者を業務の統括管理する者として選任し、業務に従事する従業者を監督させる。
- ② 収集運搬業務において法令上必要な次の事項を行う。
  - ・ 排出事業者との書面による委託契約
  - ・ 運搬毎に交付をうけたマニフェストの記載、返送及び保管
  - ・ 運搬上の法令基準の遵守
- ③ 車両毎の用途  
車両一覧に記載した車両にて、許可を受けた産業廃棄物の収集運搬を行う。
- ④ 環境保全措置の概要
  - ・ 運搬に際し講ずる措置
  - ・ 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにする措置
  - ・ 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないような運搬車両を用いる。
  - ・ 必要に応じてシートで覆う。
  - ・ 液体状（粉状）の産業廃棄物を運搬する際は専用容器（一斗缶・ドラム缶）を用いる
- ⑤ 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにする措置
  - ・ 環境保全上支障がないよう措置を講じ、問題が発生した場合、直ちに運搬を止め、
  - ・ 対処した後に運搬する。